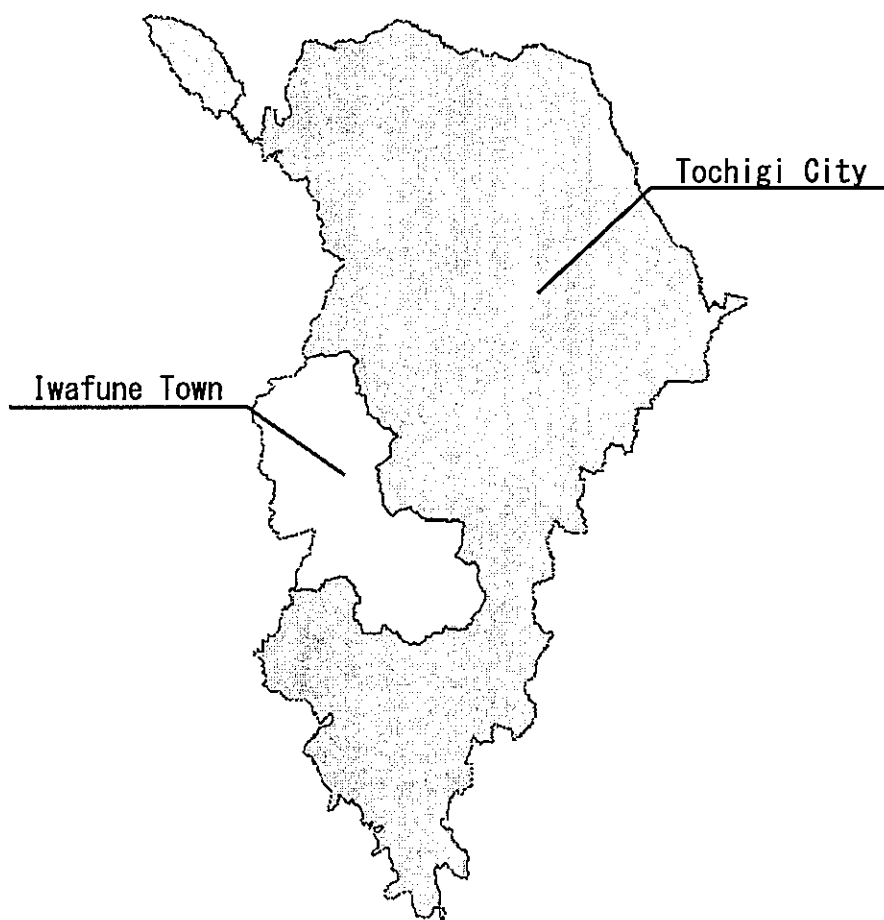


第7回

栃木市・岩舟町

合併協議会

会議資料 ③



日時：平成24年8月27日（月）午前10時00分

会場：栃木市藤岡遊水池会館 大会議室

目 次

(1) 協議事項

協議第 4 2 号	合併協定項目 2 5 - 2 1	勤労者、消費者関連事業について P	1
協議第 4 3 号	合併協定項目 2 5 - 2 2	建設関係事業について..... P	5
協議第 4 4 号	合併協定項目 2 5 - 2 3	上・下水道事業について..... P	1 1
協議第 4 5 号	合併協定項目 2 5 - 2 6	文化振興事業について..... P	2 8
協議第 4 6 号	合併協定項目 2 5 - 2 7	社会教育事業について..... P	3 1
協議第 4 7 号	合併協定項目 2 5 - 3 0	社会福祉協議会について..... P	3 9

協議第 4 2 号

合併協定項目 2 5 - 2 1 勤労者、消費者関連事業について

勤労者、消費者関連事業について、協議を求める。

平成 2 4 年 8 月 2 7 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 5 - 2 1 消費者、勤労者関連事業
調整方針	1 消費生活相談については、栃木市の例により合併時に統合する。 2 栃木広域中小企業勤労者福祉サービスセンターについては、栃木市の例により合併時に統合する。 3 勤労者融資制度については、栃木市の例により合併時に統合する。

平成 年 月 日(確認・継続協議)

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-21 勤労者、消費者関連事業	関係項目	1 消費生活相談に関すること
調整の方針		消費生活相談については、栃木市の例により合併時に統合する。	
現 況			
栃 木 市		岩 舟 町	具体的な調整内容
【情報提供・啓発・相談業務】 消費者が自ら安全で合理的な消費生活を送るために各種情報の提供及び相談業務を実施 ○栃木市消費生活センターの運営 【概要】 ・場所 市民会館（日ノ出町14-36）3階 ・相談内容 契約・解約に関する相談、クーリングオフや内容証明の書き方の指導・助言、消費者が直接困難な場合の斡旋など、相談員が消費生活センターの開庁時に随時応じる。 ・相談方法 面接及び電話 ・開所時間 9：00～16：00（月曜～金曜日） ・休館日 土・日・祝祭日・年末年始 ・職員配置 臨時職員5名（一日3名勤務） 【22年実績】 860件		【情報提供・啓発・相談業務】 消費者が自ら安全で合理的な消費生活を送るために各種情報の提供及び相談業務を実施 ○相談窓口 【概要】 ・場所 経済課 ・相談内容 契約・解約に関する相談、クーリングオフや内容証明の書き方の指導・助言、消費者が直接困難な場合の斡旋など、職員が対応し、県や栃木市等の消費生活センターを紹介。 ・相談方法 面接及び電話 ・開所時間 勤務時間内で随時 ・職員配置 商工観光担当職員3名 内主担当1名 【22年実績】 6件	栃木市の例により合併時に統合する。

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-21 勤労者、消費者関連事業	関係項目	2 栃木広域中小企業勤労者福祉サービスセンターに関する事
調整の方針	栃木広域中小企業勤労者福祉サービスセンターについては、栃木市の例により合併時に統合する。		
現 況			具体的な調整内容
【名称】 栃木広域中小企業勤労者福祉サービスセンター 【目的】 中小企業が単独では実施困難である福利厚生事業を行う栃木広域中小企業勤労者福祉サービスセンターに対して、国及び構成市町による補助を行い、中小企業勤労者の福利厚生制度の充実及び中小企業における人材の確保と定着を図る。 【事業概要】 ・ 会員の在職中の生活安定に関する事業 ・ 会員の健康の維持増進に関する事業 ・ 会員の老後生活の安定に関する事業 ・ 会員の自己啓発、余暇活動に関する事業 ・ 会員の財産形成に関する事業 ・ その他広域センターの目的を達成するために必要な事業 【設立及び実施団体】 設立：平成12年9月 実施団体：1市1町 (栃木市・岩舟町) 【負担金割合】 ・ 栃木市 88.88% ・ 岩舟町 11.12%			両市町で構成しているのが、栃木市の例により合併時に統合する。

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-21 勤労者、消費者関連事業	関係項目	3 勤労者融資制度に関すること
調整の方針	勤労者融資制度については、栃木市の例により合併時に統合する。		
現 況			
栃 木 市		岩 舟 町	具体的な調整内容 栃木市の例により合併時に統合する。
【目的】 勤労者が居住する住宅の建設及びその土地の取得に必要な資金の融資を行うことにより、勤労者の住宅取得の促進を図り、もって文化的で安定した生活の確保を図る。 【勤労者住宅資金】 ・市内に居住し、又は、居住しようとする者で、1年以上勤務 ・使途及び限度額 住宅の新増改築、住宅の土地取得 20,000千円 35年以内 【預託先】 中央労働金庫 【内容】 中央労働金庫に資金の原資を預託し、同庫が原資の3倍以上の額を資金の融資枠として設定し、融資を行う。		事業なし	

協議第 4 3 号

合併協定項目 2 5 - 2 2 建設関係事業について

建設関係事業について、協議を求める。

平成 2 4 年 8 月 2 7 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 5 - 2 2 建設関係事業
調整方針	1 都市計画については、次のとおりとする。 (1) 開発許可制度については、栃木市の例により合併時に統合する。 (2) 租税特別措置法に基づく優良宅地造成及び優良住宅の認定については、栃木市の例により合併時に統合する。 (3) 都市計画区域マスタープランについては、合併時は現行のとおりとする。ただし、都市計画区域については、新市の都市計画マスタープランの再編に併せ、県と調整する。 (4) 市町村都市計画マスタープランについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 2 住生活基本計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 3 建築物耐震改修促進計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。

平成 年 月 日(確認・継続協議)

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 5 - 2 2 建設関係事業	関係項目	1 都市計画
調整の方針	都市計画については、次のとおりとする。 (1) 開発許可制度については、栃木市の例により合併時に統合する。 (2) 租税特別措置法に基づく優良宅地造成及び優良住宅の認定については、栃木市の例により合併時に統合する。 (3) 都市計画区域マスタープランについては、合併時は現行のとおりとする。ただし、都市計画区域については、新市の都市計画マスタープランの再編に併せ、県と調整する。 (4) 市町村都市計画マスタープランについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。		
	現 況 栃 木 市 ○開発許可制度 ・開発行為許可事務、開発行為に伴う事前協議及び相談 ・開発行為の規制対象となる面積 市街化区域：1,000㎡以上、市街化調整区域：面積の規模に係らず規制対象 西方都市計画区域：1,000㎡以上 ・開発許可等に係る主な業務 (1) 開発許可（法第29条第1項） (2) 開発変更許可（法第35条の2第1項） (3) 建築許可（法第43条第1項） (4) 建築制限解除承認（法第37条第1項） (5) 完了公告（法第36条） (6) 開発行為廃止（法第38条） (7) 開発登録簿の写しの交付（法第47条第5項） (8) 開発行為等事前協議（窓口相談含む。） ○租税特別措置法に基づく優良宅地造成及び優良住宅の認定 ・優良宅地造成認定審査事務 ・優良住宅認定審査事務 ・租税特別措置法に基づく優良宅地の認定	岩 舟 町 ○開発許可制度 ・開発行為に伴う事前協議 ・開発行為の規制対象となる面積 市街化区域：1,000㎡以上、市街化調整区域：面積の規模に係らず規制対象 ○租税特別措置法に基づく優良宅地造成及び優良住宅の認定 ・優良宅地造成認定審査事務 ・租税特別措置法に基づく優良宅地造成の認定 ・優良住宅認定審査事務 ・租税特別措置法に基づく優良宅地の認定	具体的な調整内容 栃木市の例により合併時に統合する。 栃木市の例により合併時に統合する。

現 況		岩 舟 町		具体的な調整内容
栃 木 市				
○都市計画区域マスタープラン 【線引き都市計画区域】（平成23年11月1日決定） ・都市計画区域 25,283ha（全城） うち市街化区域 2,946ha （内訳） 第一種低層住居専用地域 335.6ha 第二種低層住居専用地域 0.0ha 第一種中高層住居専用地域 228.6ha 第二種中高層住居専用地域 21.4ha 第一種住居地域 1,347.0ha 第二種住居地域 0.0ha 準住居地域 64.4ha 近隣商業地域 60.4ha 商業地域 63.4ha 準工業地域 345.0ha 工業地域 241.2ha 工業専用地域 239.0ha うち市街化調整区域 22,337ha	○都市計画区域マスタープラン 【線引き都市計画区域】（平成23年11月1日決定） ・都市計画区域 4,674ha（全城） うち市街化区域 389ha （内訳） 第一種低層住居専用地域 0.0ha 第二種低層住居専用地域 0.0ha 第一種中高層住居専用地域 109.1ha 第二種中高層住居専用地域 0.0ha 第一種住居地域 213.1ha 第二種住居地域 16.0ha 準住居地域 0.0ha 近隣商業地域 6.8ha 商業地域 0.0ha 準工業地域 32.0ha 工業地域 0.0ha 工業専用地域 12.0ha うち市街化調整区域 4,285ha	合併時は現行のとおりとする。ただし、都市計画区域については、新市の都市計画マスタープランの再編に伴せ、県と調整する。		
【非線引き都市計画区域】（平成23年7月1日決定） ・都市計画区域 3,200ha（全城） うち用途地域 140.5ha （内訳） 第一種住居地域 54.0ha 近隣商業地域 4.0ha 工業専用地域 82.5ha うち用途地域以外 3,059.5ha	【非線引き都市計画区域】 ・該当なし			

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	
○市町村都市計画マスタープラン ・栃木市都市計画マスタープラン(平成14年11月策定) 目標年次 平成32年度 ・大平町都市計画マスタープラン(平成10年3月策定：平成17年3月改訂) 目標年次 平成27年度 ・藤岡町都市計画マスタープラン(平成19年3月策定) 目標年次 平成37年度 ・都賀町まちづくりマスタープラン(平成11年4月策定：平成21年3月改訂) 目標年次 平成37年度 ・西方町都市計画マスタープラン(平成21年3月策定) 目標年次 平成40年度	○市町村都市計画マスタープラン ・岩舟町都市計画マスタープラン(平成15年12月策定) 目標年次 平成32年度	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 5 - 2 2 建設関係事業	関係項目	2 住宅行政
調整の方針	住生活基本計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。		
現		況	
栃 木 市		岩 舟 町	
○住生活基本計画 栃木市住生活基本計画 H 2 4 策定予定 (概要) 住生活基本法に基づく住生活基本計画（全国計画）及び栃木県住宅マスタープランの内容を踏まえ、地域における多様なニーズに対応した施策を展開していくための基本計画。 国民の豊かな住生活を実現するために制定された住生活基本法の基本理念にのっとり、住生活の安定の確保及び向上の促進を目的としている。 計画期間は、平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間。		○住生活基本計画 未策定	
		具体的な調整内容 合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。	

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-22 建設関係事業	関係項目	3 建築行政
調整の方針	建築物耐震改修促進計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。		
現 況			
栃 木 市		岩 舟 町	
○耐震改修促進計画 ・栃木市建築物耐震改修促進計画を平成23年度に策定している。	○耐震改修促進計画 ・岩舟町建築物耐震改修促進計画を平成19年度に策定している。		
		具体的な調整内容 合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。	

協議第 4 4 号

合併協定項目 2 5 - 2 3 上・下水道事業について

上・下水道事業について、協議を求める。

平成 2 4 年 8 月 2 7 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 5 - 2 3 上・下水道事業
調整方針	1 水道事業に係る設計、申請、審査、検査、交付及び使用手数料については、栃木市の例により合併時に統合する。 2 水道料金及びメーター使用料については、合併時は現行のとおりとし、栃木市の料金改定時（平成 2 6 年度末目途）に統合する。 3 工事負担金については、栃木市の例により合併時に統合する。 4 加入金については、合併時に廃止する。 5 下水道使用料の認定・調定・徴収については、合併時は現行のとおりとし、現栃木市の料金改定時期（平成 2 6 年度末目途）に合せて統合する。

	6 下水道受益者負担金の賦課、徴収及び負担金の単価については、現行のとおりとし、合併後に再編する。その他支払方法等については、栃木市の例により合併時に統合する。 7 農業集落排水施設使用料の認定・調定・徴収については、合併時は現行のとおりとし、現栃木市の料金改定時期に合わせて統合する。 8 農業集落排水事業受益者分担金等については、現行のとおりとする。 9 排水区域外の下水に係る下水道の接続使用については、栃木市の例により合併時に統合する。 10 排水設備工事等の手数料については、栃木市の例により合併時に統合する。
--	---

平成 年 月 日（確認・継続協議）

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-23 上・下水道事業	関係項目	1 設計、申請、審査、検査、交付及び使用手数料に関すること																												
調整の方針	水道事業に係る設計、申請、審査、検査、交付及び使用手数料については、栃木市の例により合併時に統合する。																														
現 況																															
栃 木 市		岩 舟 町																													
<table><tr><th>項目</th><th>手数料</th></tr><tr><td>指定店申請手数料</td><td>10,000 円</td></tr><tr><td>設計審査手数料</td><td>1,000 円</td></tr><tr><td>検査手数料</td><td>1,000 円</td></tr><tr><td>証明書交付手数料</td><td>300 円</td></tr><tr><td>私設消火栓使用手数料</td><td>300 円</td></tr><tr><td>道路その他占用書類作成手数料</td><td>なし</td></tr></table>		項目	手数料	指定店申請手数料	10,000 円	設計審査手数料	1,000 円	検査手数料	1,000 円	証明書交付手数料	300 円	私設消火栓使用手数料	300 円	道路その他占用書類作成手数料	なし	<table><tr><th>項目</th><th>手数料</th></tr><tr><td>指定店申請手数料</td><td>10,000 円</td></tr><tr><td>設計審査手数料</td><td>500 円</td></tr><tr><td>検査手数料</td><td>500 円</td></tr><tr><td>証明書交付手数料</td><td>200 円</td></tr><tr><td>私設消火栓使用手数料</td><td>なし</td></tr><tr><td>道路その他占用書類作成手数料</td><td>2,000 円</td></tr></table>		項目	手数料	指定店申請手数料	10,000 円	設計審査手数料	500 円	検査手数料	500 円	証明書交付手数料	200 円	私設消火栓使用手数料	なし	道路その他占用書類作成手数料	2,000 円
項目	手数料																														
指定店申請手数料	10,000 円																														
設計審査手数料	1,000 円																														
検査手数料	1,000 円																														
証明書交付手数料	300 円																														
私設消火栓使用手数料	300 円																														
道路その他占用書類作成手数料	なし																														
項目	手数料																														
指定店申請手数料	10,000 円																														
設計審査手数料	500 円																														
検査手数料	500 円																														
証明書交付手数料	200 円																														
私設消火栓使用手数料	なし																														
道路その他占用書類作成手数料	2,000 円																														
		具体的な調整内容 水道事業に係る手数料については、栃木市の例により合併時に統合する。																													

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目		25-23 上・下水道事業		関係項目	2 水道料金、メーター使用料に関すること	
水道料金及びメーター使用料については、合併時は現行のとおりとし、栃木市の料金改定時（平成26年度末目途）に統合する。						
調整の方針						
現 況						
具体的な調整内容						
水道料金及びメーター使用料については、合併時は現行料のとおりとし、栃木市の料金改定時（平成26年度末目途）に統合する。						
○一般家庭で月20mを使用した場合の水道料金及びメーター使用料の比較（口径20mm）						
市町名	栃木市栃木地域	栃木市大平地域	栃木市藤岡地域	栃木市都賀地域	栃木市西方地域	岩舟町
基本料金	5m 871.5円	10m 1,428円	10m 1,764円	10m 1,470円	10m 1,540円	10m 1,711.5円
超過料金	6m~20m 1,260円	11m~20m 1,018.5円	11m~20m 1,764円	11m~20m 1,260円	11m~20m 1,780円	11m~20m 1,963.5円
メーター使用料	168円		157.5円	178.5円	280円	基本料金に含む
計（税込）	2,299円	2,446円	3,685円	2,908円	3,600円	3,675円
栃木市栃木地域						岩 舟 町
○水道料金（月額 概算）						○水道料金（月額 概算）
・口径別 従量制料金						・口径別 従量制料金
・算出合計額の1円未満の捨て						・算出合計額の1円未満の捨て
家庭用						一般用
基本料金						基本料金
超過料金						超過料金
水量 (m ³)						水量 (m ³)
料金 (円)						料金 (円)
5 871.5						13 1,638
6~10 31.50						20 1,711.5
11~20 110.25						25 1,764
21~40 126.00						30~40 1,921.5
41~ 147.00						50 3,444
						75 3,759
						100 4,704
営業用						
基本料金						基本料金
超過料金						超過料金
水量 (m ³)						水量 (m ³)
料金 (円)						料金 (円)
20 2152.5						1 252.00
21~40 152.25						
41~80 178.50						
81~ 210.00						

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-23 上・下水道事業	関係項目	3 工事負担金に関すること
調整の方針	工事負担金については、栃木市の例により合併時に統合する。		
	現 況		
栃木市栃木地域	栃木市大平地域	栃木市藤岡地域	栃木市都賀地域
OI工事負担金 栃木市給排水管修繕費要綱 ・給水申込戸数で竣工事業費を除いた額 ・180,000円を超えた場合 超えた額の1/3 (120,000円上限) 市負担 ・負担金納入後に工事 ・分岐する給水管申込は、原則5年間受理しない ・市長が認めたとき 1年以内 同額工事負担金 2年以内 工事負担金の9/10 3年以内 工事負担金の7/10 4年以内 工事負担金の5/10 5年以内 工事負担金の3/10 ・使用開始後3年間給水中止しない	OI工事負担金 なし 平成24年度中に栃木地域の例により統一予定	OI工事負担金 なし 平成24年度中に栃木地域の例により統一予定	OI工事負担金 なし 平成24年度中に栃木地域の例により統一予定
	岩 舟 町		
			工事負担金については、栃木市の例により合併時に統合する。

栃本市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 5－2 3 上・下水道事業			関係項目	4 加入金に関すること	
調整の方針	加入金については、合併時に廃止する。					
現 況						
栃本市栃木地域	栃本市大平地域	栃本市藤岡地域	栃本市都賀地域	栃本市西方地域		
○加入金 なし	○加入金 なし	○加入金 (税込み) φ 13mm 52, 500 円 φ 20mm 147, 000 円 φ 25mm 236, 250 円 φ 30mm — φ 40mm 708, 750 円 φ 50mm 1, 086, 750 円 φ 75mm 以上 管理者が定める額	○加入金 (税込み) φ 13mm 42, 000 円 φ 20mm 84, 000 円 φ 25mm 147, 000 円 φ 30mm 210, 000 円 φ 40mm 420, 000 円 φ 50mm 840, 000 円 φ 50mm を超 管理者が定める額 える場合	○加入金 (税込み) φ 13mm 75, 600 円 φ 20mm 133, 350 円 φ 25mm 304, 500 円 φ 30mm 451, 500 円 φ 40mm 840, 000 円 φ 50mm 1, 312, 500 円 φ 75mm 3, 045, 000 円 φ 100mm 5, 460, 000 円		
				○加入金 (税込み) φ 13mm 52, 500 円 φ 20mm 147, 000 円 φ 25mm 236, 250 円 φ 40mm 708, 750 円 φ 50mm 1, 086, 750 円 φ 75mm 以上 管理者が定める額		
				具体的な調整内容 加入金については、合併時に廃止する。		

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目		25－23 上・下水道事業		関係項目		5 下水道使用料の認定・調定・徴収に関すること	
下水道使用料の認定・調定・徴収については、合併時は現行のとおりとし、現栃木市の料金改定時期（平成26年度末目途）に合わせて統合する。							
調整の方針							
現 況							
栃 木 市							
栃木地域		大平地域		藤岡地域		西方地域	
【目的】 処理場やポンプ場の運転、下水管路の清掃や補修など、施設の維持管理費に充てるため、下水道利用者から使用料を徴収する。		【目的】 処理場やポンプ場の運転、下水管路の清掃や補修など、施設の維持管理費に充てるため、下水道利用者から使用料を徴収する。		【目的】 処理場やポンプ場の運転、下水管路の清掃や補修など、施設の維持管理費に充てるため、下水道利用者から使用料を徴収する。		【目的】 処理場やポンプ場の運転、下水管路の清掃や補修など、施設の維持管理費に充てるため、下水道利用者から使用料を徴収する。	
【概要】 下水道使用料金の算定（従量・果進制度） 使用料は、毎使用月に使用者が排出した汚水の量に応じて負担する。 ①水道水のみを使用の場合は、水道の使用水量。 ②井戸水の場合は、住人数の平均使用水量を算出し、それを認定水量とする。		【概要】 下水道使用料金の算定（従量・果進制度） 使用料は、毎使用月に使用者が排出した汚水の量に応じて負担する。 ①水道水のみを使用の場合は、水道の使用水量。 ②井戸水の場合は、住人数の平均使用水量を算出し、それを認定水量とする。		【概要】 下水道使用料金の算定（従量・果進制度） 使用料は、毎使用月に使用者が排出した汚水の量に応じて負担する。 ①水道水のみを使用の場合は、水道の使用水量。 ②井戸水の場合は、住人数の平均使用水量を算出し、それを認定水量とする。		【概要】 下水道使用料金の算定（従量・果進制度） 使用料は、毎使用月に使用者が排出した汚水の量に応じて負担する。 ①水道水のみを使用の場合は、水道の使用水量。 ②井戸水の場合は、1月につき1人当たり7㎡使用と認定する。	
人数 認定水量 使用料 1人 10㎡ 1,323円 2人 19㎡ 2,570円 3人 25㎡ 3,402円 4人 31㎡ 4,251円 5人 36㎡ 5,033円 6人 41㎡ 5,815円 7人以降は、5㎡ずつ加算。		人数 認定水量 使用料 1人 7㎡ 1,224円 2人 14㎡ 1,757円 3人 21㎡ 2,691円 4人 28㎡ 3,624円 5人 35㎡ 4,725円 6人 42㎡ 5,604円 7人以降は、7㎡ずつ加算。		人数 認定水量 使用料 1人 11㎡ 1,396円 2人 22㎡ 2,898円 3人 33㎡ 4,431円 4人 39㎡ 5,313円 5人 45㎡ 6,195円 6人 51㎡ 7,087円 7人以降は、6㎡ずつ加算。		人数 認定水量 使用料 1人 7㎡ 1,260円 2人 14㎡ 1,806円 3人 21㎡ 2,761円 4人 28㎡ 3,717円 5人 35㎡ 4,725円 6人 42㎡ 5,754円 7人以降は、7㎡ずつ加算。	
③ 水道水と井戸水併用の場合は、井戸水の使用量に井戸水の認定水量1/2を加算した水量で、毎月の水道の使用水量と比較し、多い方の水量を汚水量とする。		③ 水道水と井戸水併用の場合は、井戸水の使用量に井戸水の認定水量1/2を加算した水量。		③ 水道水と井戸水併用の場合は、井戸水の使用量と同様、人数による認定水量とする。		③ 水道水と井戸水併用の場合は、(世帯人数×7㎡×1/2) + (水道の使用水量)。	
具体的な調整内容							
現栃木市の料金が平成27年4月使用分から改定される予定のため、合併時は現行の料金とし、現栃木市の料金改定時期に合わせて統合する。							

現 況					岩 舟 町	具体的な調整内容
栃 木 市						
栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域	西方地域		
【事務手順】 下水道使用料は水道料金との一括徴収のため、使用料の算定、納入通知、現年度に繰り越された収納事務についての督促及び催告は水道課へ委託。 下水道使用料徴収事務委託料 53,919 千円 なお、後計回数は2ヶ月に1回。井戸汚水使用料については、当該で徴収。 ◎下水道使用料 (1 か月につき) (一般用) 基本水量 10 m³まで 1,323 円 従量料金 10 m³を超え 30 m³まで 1 m³につき 138.60 円 30 m³を超え 50 m³まで 1 m³につき 156.45 円 50 m³を超え 100 m³まで 1 m³につき 176.40 円 100 m³を超えるもの 1 m³につき 196.35 円 (公衆浴場用) 200 m³まで 10,500 円 200 m³を超えるもの 1 m³につき 52.5 円 使用料は消費税を含んだ総額表示価格です。	【事務手順】 下水道使用料は水道料金との一括徴収のため、使用料の算定、納入通知、現年度に繰り越された収納事務についての督促及び催告は水道課へ委託。 下水道使用料徴収事務委託料 53,919 千円 なお、後計回数は2ヶ月に1回。井戸汚水使用料については、当該で徴収。 ◎下水道使用料 (1 か月につき) (一般用) 基本水量 10 m³まで 1,224.30 円 従量料金 10 m³を超え 30 m³まで 1 m³につき 133.35 円 30 m³を超え 50 m³まで 1 m³につき 142.80 円 50 m³を超え 100 m³まで 1 m³につき 153.30 円 100 m³を超えるもの 1 m³につき 163.80 円 (臨時用) 1 m³につき 163.80 円 使用料は消費税を含んだ総額表示価格です。	【事務手順】 下水道使用料は水道料金との一括徴収のため、使用料の算定、納入通知、現年度に繰り越された収納事務についての督促及び催告は水道課へ委託。 下水道使用料徴収事務委託料 53,919 千円 なお、後計回数は2ヶ月に1回。井戸汚水使用料については、当該で徴収。 ◎下水道使用料 (1 か月につき) (一般用) 基本水量 10 m³まで 1,260 円 従量料金 10 m³を超え 30 m³まで 1 m³につき 136.5 円 30 m³を超え 50 m³まで 1 m³につき 147 円 50 m³を超え 100 m³まで 1 m³につき 157.5 円 100 m³を超えるもの 1 m³につき 168 円 (臨時用) 1 m³につき 168 円 使用料は消費税を含んだ総額表示価格です。	【事務手順】 下水道使用料は水道料金との一括徴収のため、使用料の算定、納入通知、現年度に繰り越された収納事務についての督促及び催告は水道課へ委託。 下水道使用料徴収事務委託料 53,919 千円 なお、後計回数は2ヶ月に1回。井戸汚水使用料については、当該で徴収。 ◎下水道使用料 (1 か月につき) (一般用) 基本水量 10 m³まで 1,260 円 従量料金 10 m³を超え 30 m³まで 1 m³につき 136.5 円 30 m³を超え 50 m³まで 1 m³につき 147.0 円 50 m³を超え 100 m³まで 1 m³につき 157.5 円 100 m³を超えるもの 1 m³につき 168.0 円 (臨時用) 1 m³につき 168.0 円 使用料は消費税を含んだ総額表示価格です。	【事務手順】 下水道使用料は水道料金との一括徴収のため、使用料の算定、納入通知、現年度に繰り越された収納事務についての督促及び催告は水道課へ委託。 下水道使用料徴収事務委託料 53,919 千円 なお、後計回数は2ヶ月に1回。井戸汚水使用料については、当該で徴収。 ◎下水道使用料 (1 か月につき) (一般用) 基本水量 10 m³まで 1,260 円 従量料金 10 m³を超え 30 m³まで 1 m³につき 136.5 円 30 m³を超え 50 m³まで 1 m³につき 147 円 50 m³を超え 100 m³まで 1 m³につき 157.5 円 100 m³を超えるもの 1 m³につき 168 円 (臨時用) 1 m³につき 168 円 使用料は消費税を含んだ総額表示価格です。	【事務手順】 下水道使用料は水道料金との一括徴収のため、使用料の算定、納入通知、現年度に繰り越された収納事務についての督促及び催告は水道課へ委託。 下水道使用料徴収事務委託料 53,919 千円 なお、後計回数は2ヶ月に1回。井戸汚水使用料については、当該で徴収。 ◎下水道使用料 (1 か月につき) (一般用) 基本水量 10 m³まで 1,260 円 従量料金 10 m³を超え 30 m³まで 1 m³につき 136.5 円 30 m³を超え 50 m³まで 1 m³につき 147 円 50 m³を超え 100 m³まで 1 m³につき 157.5 円 100 m³を超えるもの 1 m³につき 168 円 (臨時用) 1 m³につき 168 円 使用料は消費税を含んだ総額表示価格です。	

合併協定項目	25-23 上・下水道事業	関係項目	6 下水道受益者負担金の賦課、徴収に関すること											
調整の方針	下水道受益者負担金の賦課、徴収及び負担金の単価については、現行のとおりとし、合併後に再編する。その他支払方法等については、栃木市の例により合併時に統合する。													
	現 況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>栃木地域</th><th>大平地域</th><th>藤岡地域</th><th>栃 木 市</th><th>西方地域</th><th>岩 舟 町</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 【目的】 下水道事業により利益を受ける方にその受ける利益の範囲内で事業費の一部を負担していただき下水道工事の整備促進を図る。 【受益者】 下水道事業により整備された区域に存する土地の所有者。ただし、地上権、賃借、又は使用貸借若しくは質賃借の目的となつてある土地については、それぞれの権利者。 12 月初旬をめどに土地所有者へ受益者申告書を送付し、受益者を決定する。 【賦課対象地域の決定】 毎年度の当初（4 月）に公告。 【単位負担額】 1 平方メートル当たり 330 円 【負担金額】 土地の登記簿面積に対し単位負担額 330 円を乗じた額。 【賦課、徴収】 6 月上旬をめどに受益者へ納付書を送付。 支払いの方法 5 年分割 年 4 回 計 20 回払い 納付期限 第一期 6 月 30 日 第二期 8 月 31 日 第三期 10 月 31 日 第四期 1 月 31 日 【前納奨励金の交付】 到来した納期に係る負担金のほかに、当該納期以降に係る負担金をあわせて納付するときは、納金に応じて報奨金を交付する。 </td><td> 【目的】 下水道事業により利益を受ける方にその受ける利益の範囲内で事業費の一部を負担していただき下水道工事の整備促進を図る。 【受益者】 下水道事業により整備された区域に存する土地の所有者。ただし、地上権、賃借、又は使用貸借若しくは質賃借の目的となつてある土地については、それぞれの権利者。 12 月初旬をめどに土地所有者へ受益者申告書を送付し、受益者を決定する。 【賦課対象地域の決定】 毎年度の当初（4 月）に公告。 【単位負担額】 1 平方メートル当たり 330 円 【負担金額】 土地の登記簿面積に対し単位負担額 330 円を乗じた額。 【賦課、徴収】 6 月上旬をめどに受益者へ納付書を送付。 支払いの方法 5 年分割 年 4 回 計 20 回払い 納付期限 第一期 6 月 30 日 第二期 8 月 31 日 第三期 10 月 31 日 第四期 1 月 31 日 【前納奨励金の交付】 到来した納期に係る負担金のほかに、当該納期以降に係る負担金をあわせて納付するときは、納金に応じて報奨金を交付する。 </td><td> 【目的】 下水道事業により利益を受ける方にその受ける利益の範囲内で事業費の一部を負担していただき下水道工事の整備促進を図る。 【受益者】 下水道事業により整備された区域に存する土地の所有者。ただし、地上権、賃借、又は使用貸借若しくは質賃借の目的となつてある土地については、それぞれの権利者。 12 月初旬をめどに土地所有者へ受益者申告書を送付し、受益者を決定する。 【賦課対象地域の決定】 毎年度の当初（4 月）に公告。 【単位負担額】 1 平方メートル当たり 350 円 【負担金額】 土地の登記簿面積に対し単位負担額 350 円を乗じた額。 【賦課、徴収】 6 月上旬をめどに受益者へ納付書を送付。 支払いの方法 5 年分割 年 4 回 計 20 回払い 納付期限 第一期 6 月 30 日 第二期 8 月 31 日 第三期 10 月 31 日 第四期 1 月 31 日 【前納奨励金の交付】 到来した納期に係る負担金のほかに、当該納期以降に係る負担金をあわせて納付するときは、納金に応じて報奨金を交付する。 </td><td> 【目的】 下水道事業により利益を受ける方にその受ける利益の範囲内で事業費の一部を負担していただき下水道工事の整備促進を図る。 【受益者】 下水道事業により整備された区域に存する土地の所有者。ただし、地上権、賃借、又は使用貸借若しくは質賃借の目的となつてある土地については、それぞれの権利者。 12 月初旬をめどに土地所有者へ受益者申告書を送付し、受益者を決定する。 【賦課対象地域の決定】 毎年度の当初（4 月）に公告。 【単位負担額】 1 平方メートル当たり 350 円 【負担金額】 土地の登記簿面積に対し単位負担額 350 円を乗じた額。 【賦課、徴収】 6 月中旬をめどに受益者へ納付書を送付。 支払いの方法 5 年分割 年 4 回 計 20 回払い 納付期限 第一期 6 月 30 日 第二期 8 月 31 日 第三期 10 月 31 日 第四期 12 月 25 日 【前納奨励金の交付】 到来した納期に係る負担金のほかに、当該納期以降に係る負担金をあわせて納付するときは、納金に応じて報奨金を交付する。 </td><td> 【目的】 下水道事業により利益を受ける方にその受ける利益の範囲内で事業費の一部を負担していただき下水道工事の整備促進を図る。 【受益者】 下水道事業により整備された区域に存する土地の所有者。ただし、地上権、賃借、又は使用貸借若しくは質賃借の目的となつてある土地については、それぞれの権利者。 12 月初旬をめどに土地所有者へ受益者申告書を送付し、受益者を決定する。 【賦課対象地域の決定】 毎年度の当初（4 月）に公告。 【単位負担額】 1 平方メートル当たり 350 円 【負担金額】 土地の登記簿面積に対し単位負担額 350 円を乗じた額。 【賦課、徴収】 6 月中旬をめどに受益者へ納付書を送付。 支払いの方法 5 年分割 年 4 回 計 20 回払い 納付期限 第一期 6 月 30 日 第二期 8 月 31 日 第三期 10 月 31 日 第四期 12 月 25 日 【前納奨励金の交付】 到来した納期に係る負担金のほかに、当該納期以降に係る負担金をあわせて納付するときは、納金に応じて報奨金を交付する。 </td></tr> </tbody> </table>			栃木地域	大平地域	藤岡地域	栃 木 市	西方地域	岩 舟 町	【目的】 下水道事業により利益を受ける方にその受ける利益の範囲内で事業費の一部を負担していただき下水道工事の整備促進を図る。 【受益者】 下水道事業により整備された区域に存する土地の所有者。ただし、地上権、賃借、又は使用貸借若しくは質賃借の目的となつてある土地については、それぞれの権利者。 12 月初旬をめどに土地所有者へ受益者申告書を送付し、受益者を決定する。 【賦課対象地域の決定】 毎年度の当初（4 月）に公告。 【単位負担額】 1 平方メートル当たり 330 円 【負担金額】 土地の登記簿面積に対し単位負担額 330 円を乗じた額。 【賦課、徴収】 6 月上旬をめどに受益者へ納付書を送付。 支払いの方法 5 年分割 年 4 回 計 20 回払い 納付期限 第一期 6 月 30 日 第二期 8 月 31 日 第三期 10 月 31 日 第四期 1 月 31 日 【前納奨励金の交付】 到来した納期に係る負担金のほかに、当該納期以降に係る負担金をあわせて納付するときは、納金に応じて報奨金を交付する。	【目的】 下水道事業により利益を受ける方にその受ける利益の範囲内で事業費の一部を負担していただき下水道工事の整備促進を図る。 【受益者】 下水道事業により整備された区域に存する土地の所有者。ただし、地上権、賃借、又は使用貸借若しくは質賃借の目的となつてある土地については、それぞれの権利者。 12 月初旬をめどに土地所有者へ受益者申告書を送付し、受益者を決定する。 【賦課対象地域の決定】 毎年度の当初（4 月）に公告。 【単位負担額】 1 平方メートル当たり 330 円 【負担金額】 土地の登記簿面積に対し単位負担額 330 円を乗じた額。 【賦課、徴収】 6 月上旬をめどに受益者へ納付書を送付。 支払いの方法 5 年分割 年 4 回 計 20 回払い 納付期限 第一期 6 月 30 日 第二期 8 月 31 日 第三期 10 月 31 日 第四期 1 月 31 日 【前納奨励金の交付】 到来した納期に係る負担金のほかに、当該納期以降に係る負担金をあわせて納付するときは、納金に応じて報奨金を交付する。	【目的】 下水道事業により利益を受ける方にその受ける利益の範囲内で事業費の一部を負担していただき下水道工事の整備促進を図る。 【受益者】 下水道事業により整備された区域に存する土地の所有者。ただし、地上権、賃借、又は使用貸借若しくは質賃借の目的となつてある土地については、それぞれの権利者。 12 月初旬をめどに土地所有者へ受益者申告書を送付し、受益者を決定する。 【賦課対象地域の決定】 毎年度の当初（4 月）に公告。 【単位負担額】 1 平方メートル当たり 350 円 【負担金額】 土地の登記簿面積に対し単位負担額 350 円を乗じた額。 【賦課、徴収】 6 月上旬をめどに受益者へ納付書を送付。 支払いの方法 5 年分割 年 4 回 計 20 回払い 納付期限 第一期 6 月 30 日 第二期 8 月 31 日 第三期 10 月 31 日 第四期 1 月 31 日 【前納奨励金の交付】 到来した納期に係る負担金のほかに、当該納期以降に係る負担金をあわせて納付するときは、納金に応じて報奨金を交付する。	【目的】 下水道事業により利益を受ける方にその受ける利益の範囲内で事業費の一部を負担していただき下水道工事の整備促進を図る。 【受益者】 下水道事業により整備された区域に存する土地の所有者。ただし、地上権、賃借、又は使用貸借若しくは質賃借の目的となつてある土地については、それぞれの権利者。 12 月初旬をめどに土地所有者へ受益者申告書を送付し、受益者を決定する。 【賦課対象地域の決定】 毎年度の当初（4 月）に公告。 【単位負担額】 1 平方メートル当たり 350 円 【負担金額】 土地の登記簿面積に対し単位負担額 350 円を乗じた額。 【賦課、徴収】 6 月中旬をめどに受益者へ納付書を送付。 支払いの方法 5 年分割 年 4 回 計 20 回払い 納付期限 第一期 6 月 30 日 第二期 8 月 31 日 第三期 10 月 31 日 第四期 12 月 25 日 【前納奨励金の交付】 到来した納期に係る負担金のほかに、当該納期以降に係る負担金をあわせて納付するときは、納金に応じて報奨金を交付する。	【目的】 下水道事業により利益を受ける方にその受ける利益の範囲内で事業費の一部を負担していただき下水道工事の整備促進を図る。 【受益者】 下水道事業により整備された区域に存する土地の所有者。ただし、地上権、賃借、又は使用貸借若しくは質賃借の目的となつてある土地については、それぞれの権利者。 12 月初旬をめどに土地所有者へ受益者申告書を送付し、受益者を決定する。 【賦課対象地域の決定】 毎年度の当初（4 月）に公告。 【単位負担額】 1 平方メートル当たり 350 円 【負担金額】 土地の登記簿面積に対し単位負担額 350 円を乗じた額。 【賦課、徴収】 6 月中旬をめどに受益者へ納付書を送付。 支払いの方法 5 年分割 年 4 回 計 20 回払い 納付期限 第一期 6 月 30 日 第二期 8 月 31 日 第三期 10 月 31 日 第四期 12 月 25 日 【前納奨励金の交付】 到来した納期に係る負担金のほかに、当該納期以降に係る負担金をあわせて納付するときは、納金に応じて報奨金を交付する。
栃木地域	大平地域	藤岡地域	栃 木 市	西方地域	岩 舟 町									
【目的】 下水道事業により利益を受ける方にその受ける利益の範囲内で事業費の一部を負担していただき下水道工事の整備促進を図る。 【受益者】 下水道事業により整備された区域に存する土地の所有者。ただし、地上権、賃借、又は使用貸借若しくは質賃借の目的となつてある土地については、それぞれの権利者。 12 月初旬をめどに土地所有者へ受益者申告書を送付し、受益者を決定する。 【賦課対象地域の決定】 毎年度の当初（4 月）に公告。 【単位負担額】 1 平方メートル当たり 330 円 【負担金額】 土地の登記簿面積に対し単位負担額 330 円を乗じた額。 【賦課、徴収】 6 月上旬をめどに受益者へ納付書を送付。 支払いの方法 5 年分割 年 4 回 計 20 回払い 納付期限 第一期 6 月 30 日 第二期 8 月 31 日 第三期 10 月 31 日 第四期 1 月 31 日 【前納奨励金の交付】 到来した納期に係る負担金のほかに、当該納期以降に係る負担金をあわせて納付するときは、納金に応じて報奨金を交付する。	【目的】 下水道事業により利益を受ける方にその受ける利益の範囲内で事業費の一部を負担していただき下水道工事の整備促進を図る。 【受益者】 下水道事業により整備された区域に存する土地の所有者。ただし、地上権、賃借、又は使用貸借若しくは質賃借の目的となつてある土地については、それぞれの権利者。 12 月初旬をめどに土地所有者へ受益者申告書を送付し、受益者を決定する。 【賦課対象地域の決定】 毎年度の当初（4 月）に公告。 【単位負担額】 1 平方メートル当たり 330 円 【負担金額】 土地の登記簿面積に対し単位負担額 330 円を乗じた額。 【賦課、徴収】 6 月上旬をめどに受益者へ納付書を送付。 支払いの方法 5 年分割 年 4 回 計 20 回払い 納付期限 第一期 6 月 30 日 第二期 8 月 31 日 第三期 10 月 31 日 第四期 1 月 31 日 【前納奨励金の交付】 到来した納期に係る負担金のほかに、当該納期以降に係る負担金をあわせて納付するときは、納金に応じて報奨金を交付する。	【目的】 下水道事業により利益を受ける方にその受ける利益の範囲内で事業費の一部を負担していただき下水道工事の整備促進を図る。 【受益者】 下水道事業により整備された区域に存する土地の所有者。ただし、地上権、賃借、又は使用貸借若しくは質賃借の目的となつてある土地については、それぞれの権利者。 12 月初旬をめどに土地所有者へ受益者申告書を送付し、受益者を決定する。 【賦課対象地域の決定】 毎年度の当初（4 月）に公告。 【単位負担額】 1 平方メートル当たり 350 円 【負担金額】 土地の登記簿面積に対し単位負担額 350 円を乗じた額。 【賦課、徴収】 6 月上旬をめどに受益者へ納付書を送付。 支払いの方法 5 年分割 年 4 回 計 20 回払い 納付期限 第一期 6 月 30 日 第二期 8 月 31 日 第三期 10 月 31 日 第四期 1 月 31 日 【前納奨励金の交付】 到来した納期に係る負担金のほかに、当該納期以降に係る負担金をあわせて納付するときは、納金に応じて報奨金を交付する。	【目的】 下水道事業により利益を受ける方にその受ける利益の範囲内で事業費の一部を負担していただき下水道工事の整備促進を図る。 【受益者】 下水道事業により整備された区域に存する土地の所有者。ただし、地上権、賃借、又は使用貸借若しくは質賃借の目的となつてある土地については、それぞれの権利者。 12 月初旬をめどに土地所有者へ受益者申告書を送付し、受益者を決定する。 【賦課対象地域の決定】 毎年度の当初（4 月）に公告。 【単位負担額】 1 平方メートル当たり 350 円 【負担金額】 土地の登記簿面積に対し単位負担額 350 円を乗じた額。 【賦課、徴収】 6 月中旬をめどに受益者へ納付書を送付。 支払いの方法 5 年分割 年 4 回 計 20 回払い 納付期限 第一期 6 月 30 日 第二期 8 月 31 日 第三期 10 月 31 日 第四期 12 月 25 日 【前納奨励金の交付】 到来した納期に係る負担金のほかに、当該納期以降に係る負担金をあわせて納付するときは、納金に応じて報奨金を交付する。	【目的】 下水道事業により利益を受ける方にその受ける利益の範囲内で事業費の一部を負担していただき下水道工事の整備促進を図る。 【受益者】 下水道事業により整備された区域に存する土地の所有者。ただし、地上権、賃借、又は使用貸借若しくは質賃借の目的となつてある土地については、それぞれの権利者。 12 月初旬をめどに土地所有者へ受益者申告書を送付し、受益者を決定する。 【賦課対象地域の決定】 毎年度の当初（4 月）に公告。 【単位負担額】 1 平方メートル当たり 350 円 【負担金額】 土地の登記簿面積に対し単位負担額 350 円を乗じた額。 【賦課、徴収】 6 月中旬をめどに受益者へ納付書を送付。 支払いの方法 5 年分割 年 4 回 計 20 回払い 納付期限 第一期 6 月 30 日 第二期 8 月 31 日 第三期 10 月 31 日 第四期 12 月 25 日 【前納奨励金の交付】 到来した納期に係る負担金のほかに、当該納期以降に係る負担金をあわせて納付するときは、納金に応じて報奨金を交付する。										

現

況

栃 木 市

岩 舟 町

具体的な調整内容

栃木地域

期に応じて納付金を交付する。
納付金＝納付前に納付した負担金額×納付前に納付した負担額に占める率
交付率
納付前に納付した納付金数
1. 2. 3. 18. 19
納付金交付率(%)
1. 1. 5. 2. 9. 5. 10
納付書については6月に納付書を送付する際に、受益者に選択させるため3種類の納付書を送付している。(全期用、年度一括、年4分割用)

【徴収猶予】
土地の現況により徴収を猶予することが出来る。
(受益者が決定するまで)
・低争地に係る受益者
・低争地に変換するまで)
・田、畑、山林、原野、雑種地に係る受益者
・災害、盗難等により被害を受けた受益者
・その他特別の理由により徴収猶予の必要があると認められる受益者

【減免】
(当該減免理由の存続期間)
・生活困難のため市民税、固定資産税の減免を受けている受益者
土地の利用目的等により減免を行っている。
(75%) 学校用地、私立学校敷地、社会福祉施設用地、社会教育体育運動施設用地、警察法務収容施設用地、町内会等施設用地
(50%) 境内地
(25%) 病院用地、公営住宅用地、職業訓練用地、企業用財産等となっている用地、鉄道用地(踏切及び駅前広場を除く。)

(免除) 道路、河川、水路、公園、生活扶助を受けている者、墓地等、消防施設敷地、踏切及び駅前広場、公道に準ずる私道及び水路、崖地等
・その他市長が特に減免する必要があると認められる土地

大平地域

期に応じて納付金を交付する。
納付金＝納付前に納付した負担金額×納付前に納付した負担額に占める率
交付率
納付前に納付した納付金数
1. 2. 3. 18. 19
納付金交付率(%)
1. 5. 2. 25. 3. 14. 25. 15

藤岡地域

期に応じて納付金を交付する。
納付金＝納付前に納付した負担金額×納付前に納付した負担額に占める率
交付率
納付前に納付した納付金数
1. 2. 3. 18. 19
納付金交付率(%)
1. 5. 2. 25. 3. 14. 25. 15

都賀地域

【前納納付金の交付】
到来した納付前に納付した負担金をあわせて納付するときは、納期に応じて納付金を交付する。
納付金＝納付前に納付した負担金額×納付前に納付した負担額に占める率
交付率
納付前に納付した納付金数
1. 2. 3. 18. 19
納付金交付率(%)
1. 1. 5. 2. 9. 5. 10

【徴収猶予】
土地の現況により徴収を猶予することが出来る。
(受益者が決定するまで)
・低争地に係る受益者
・低争地に変換するまで)
・田、畑、山林、原野、雑種地に係る受益者
(市長の認定する期間)
・災害、盗難等により被害を受けた受益者
・その他特別の理由により徴収猶予の必要があると認められる受益者

【減免】
土地の利用目的等により減免を行っている。
(75%) 学校用地、私立学校敷地、社会福祉施設用地、社会教育体育運動施設用地、警察法務収容施設用地、町内会等施設用地
(50%) 境内地
(25%) 公営住宅用地、企業用財産等となっている用地、鉄道用地(踏切及び駅前広場を除く。)

西方地域

期に応じて納付金を交付する。
納付金＝納付前に納付した負担金額×納付前に納付した負担額に占める率
交付率
納付前に納付した納付金数
1. 2. 3. 18. 19
納付金交付率(%)
1. 1. 5. 2. 9. 5. 10
納付書については6月に納付書を送付する際に、受益者に選択させるため3種類の納付書を送付している。(全期用、年度一括、年4分割用)

【徴収猶予】
土地の現況により徴収を猶予することが出来る。
(受益者が決定するまで)
・低争地に係る受益者
・低争地に変換するまで)
・田、畑、山林、原野、雑種地に係る受益者
(市長の認定する期間)
・災害、盗難等により被害を受けた受益者
・その他特別の理由により徴収猶予の必要があると認められる受益者

【減免】
土地の利用目的等により減免を行っている。
(75%) 学校用地、私立学校敷地、社会福祉施設用地、社会教育体育運動施設用地、警察法務収容施設用地、町内会等施設用地
(50%) 境内地
(25%) 公営住宅用地、企業用財産等となっている用地、鉄道用地(踏切及び駅前広場を除く。)

具体的な調整内容

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	2 5 - 2 3 上・下水道事業	関係項目	7 農業集落排水施設使用料の認定・調定・徴収に関すること
調整の方針	農業集落排水施設使用料の認定・調定・徴収については、合併時は現行のとおりとし、現栃木市の料金改定時期に合わせて統合する。		
	現 況		
栃木地域	栃 木 市	岩 舟 町	具体的な調整内容
	大平地域 【目的】 処理場やポンプ場の運転、下水管路の清掃や補修など、施設の維持管理費に充てて、集落排水利用者から使用料を徴収する。 【概要】 農業集落排水施設使用料金の算定方法は、毎使用月に使用者が排出した汚水の量に按じて負担する。使用者が排除した汚水の量の認定は、1月につき1人7立方メートルとする。ただし、事業所等については別に定める。料金は、納入通知書により隔月に徴収する。 【事務手順】 農業集落排水施設使用料は2ヶ月に1回隔数月末日に徴収する。一般家庭は1月につき1人7立方メートルとし、事業所等は水道水のみを使用の場合は、水道の使用水量、井戸水使用の場合は2ヶ月に1回、当該統計し徴収。	都賀地域 【目的】 処理場やポンプ場の運転、下水管路の清掃や補修など、施設の維持管理費に充てて、集落排水利用者から使用料を徴収する。 【概要】 農業集落排水施設使用料金の算定方法は、市水道使用の場合と自家水及び自家水とを併用した場合により算出する。基本料金は、1ヶ月10㎡につき1,260円 料金は、納入通知書、口座により徴収する。 【事務手順】 農業集落排水施設使用料は3ヶ月に1回4月、7月、10月、1月の末日に徴収する。水道課に委託。	岩舟町では農業集落排水事業を行っていないため、合併時は現行のとおりとし、現栃木市の料金改定（平成27年4月使用分から）に合わせて統合する。

現 況					岩 舟 町	具体的な調整内容
栃 木 市						
栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域	西方地域		
	◎農業集排水施設使用料（1 か月につき） （一般用） 基本水量 10 m ³ まで 1,224.3 円 従量料金 10 m ³ を超え 30 m ³ まで 1 m ³ につき 133.35 円 30 m ³ を超え 50 m ³ まで 1 m ³ につき 142.80 円 50 m ³ を超え 100 m ³ まで 1 m ³ につき 153.30 円 100 m ³ を超えるもの 1 m ³ につき 163.80 円 （臨時用） 1 m ³ につき 163.80 円 使用料は消費税を含んだ総額表示価格です。 収納事務は、下水道課			◎農業集排水施設使用料（1 か月につき） （一般用） 基本水量 10 m ³ まで 1,260 円 従量料金 11 m ³ を超え 30 m ³ まで 1 m ³ につき 126 円 31 m ³ を超え 50 m ³ まで 1 m ³ につき 136.5 円 51 m ³ を超え 100 m ³ まで 1 m ³ につき 148 円 101 m ³ を超えるもの 1 m ³ につき 157.5 円 （臨時用） 1 m ³ につき 126 円 使用料は消費税を含んだ総額表示価格です。 収納事務は、下水道課へ委託		

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-23 上・下水道事業	関係項目	8 農業集落排水事業受益者分担金等に関すること
調整の方針	農業集落排水事業受益者分担金等については、現行のとおりとする。		
現 況			
栃 木 市			
栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域
なし	【目的】 農業集落排水事業により利益を受ける方にその受ける利益の範囲内で事業費の一部を負担していただき農業集落排水工事の整備促進を図る。 【加入方法】 新たに受益者になる者は受益者申告書を提出し、受益者として決定した後受益者分担金を納める。 【受益者】 1 処理区域内に家屋その他の建築物(以下「家屋等」という。)を有する者及び家屋等の建築を予定している者で、汚水(雨水、家畜し尿及び工場排水を除く。)を処理施設に排水する者という。 2 複数の受益者が同一敷地内で生計を一にするときは、その者のうちの1人を受益者とする。 3 同一受益者が複数の敷地に家屋等を有する場合は、各敷地ごとに受益者とする。 4 処理施設の供用開始後、新たに家屋等の建築を予定している者で、市長が認めた者 【負担金額】 当該事業費の5%以内において市長が定め、その額は受益者の総数で除して得た額(算出分担金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切捨て)。	なし	
			なし
岩 舟 町			
			なし
具体的な調整内容			岩舟町では農業集落排水事業を行っていないため、現行のとおりとする。

現 況					
栃 木 市			岩 舟 町		
栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域	西方地域	具体的な調整内容
下 岩 川 地 区 分 担 金 額 250,728 円 み ず ほ 西 地 区 分 担 金 額 203,425 円 【賦課、徴収】 新規受益者として決定した後、受益者へ納付書を送付。 【前納給付金の交付】 なし。 【分担金の賦課及び徴収】 受益者ごとに分担金の額を定めこれを賦課し、遅滞なく、当該分担金の額、納付期日等を受益者に通知する。 分担金の徴収は、毎年度末日までに徴収する。ただし、特別の事由がある時は、分割して徴収することができる。 【徴収猶予】 (1) 受益者がその財産につき震災、風水害その他の災害を受けたとき、又は差額にあったとき。 (2) 受益者又は受益者と生計を一にする親族が病氣にかかり、又は貧困により長期療養を必要とするとき。 市長が特に必要と認めたとき。 【減免】 (1) 国又は地方公共団体 (2) 地域住民が組織している公共団体 (3) 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者 (4) その他市町村が分担金を減免する必要があると認める施設に係る受益者	巴 波 川 南 部 地 区 分 担 金 額 256,600 円 巴 波 川 南 部 地 区 分 担 金 額 280,000 円 【賦課、徴収】 新規受益者として決定した後、受益者へ納付書を送付。 【前納給付金の交付】 なし		西方地区分担金額 330,000 円 本郷金井分担金額 400,000 円 【賦課、徴収】 参加申込毎に一括徴収。 【前納給付金の交付】 なし		

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-23 上・下水道事業	関係項目	9 排水区域外の下水に係る下水道の接続使用に関すること。
調整の方針	排水区域外の下水に係る下水道の接続使用については、栃木市の例により合併時に統合する。		
現 況			
栃 木 市		岩 舟 町	
【趣旨】 栃木市下水道条例第 17 条第 1 項に規定する排水区域外の下水を排除するため公共下水道を接続使用することについて必要な事項 【対象範囲】 近接して公共下水道が埋設されている場合 ・公共施設等 ・その他 【使用許可】 ・栃木市公共下水道施設計画に基づき設計、施工する。 ・30m³/日以下の場合は市と協議し、市が県に報告 ・30m³/日以上の場合は市と協議の上、市が県と協議 ・下水道施設を市に寄付、ポンプ圧送は受入しない。 ・受益者負担相当額の納付 ・下水道法第 38 条の規定を準用		【趣旨】 排水区域外の下水を排除するため公共下水道を接続使用することについて必要な事項 【対象範囲】 近接して公共下水道が埋設されている場合 ・公共施設等 ・その他 【使用許可】 ・30m³/日以下の場合は町と協議し、町が県に報告 ・30m³/日以上の場合は町と協議の上、町が県と協議 ・下水道施設を町に寄付 ・受益者負担相当額の納付 ・下水道法第 38 条の規定を準用	
		具体的な調整内容	
		両団体ほぼ同じ内容であるため、合併時に栃木市の例により統合する。	

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-23 上・下水道事業	関係項目	10 排水設備工事等の手数料に関すること
調整の方針	排水設備工事等の手数料については、栃木市の例により合併時に統合する。		
	現	況	具体的な調整内容
○下水道事業 排水設備の計画確認、検査及び排水設備指定工事店の登録料として手数料を徴収する。 ・計画確認手数料 (1,000円/件) ・検査手数料 (1,000円/件) ・排水設備指定工事店登録手数料 (10,000円/件)	○下水道事業 排水設備の計画確認、検査及び排水設備指定工事店の登録料として手数料を徴収する。 ・計画確認手数料 (500円/件) ・検査手数料 (500円/件) ・排水設備指定工事店登録手数料 (10,000円/件)	○下水道事業 排水設備の計画確認、検査及び排水設備指定工事店の登録料として手数料を徴収する。 ・計画確認手数料 (500円/件) ・検査手数料 (500円/件) ・排水設備指定工事店登録手数料 (10,000円/件)	計画確認、検査手数料については、栃木市と岩舟町との間で、1件あたり500円の差があるが、合併時に栃木市の料金水準に統合する。
○農業集落排水事業 排水設備の計画確認、検査及び排水設備指定工事店の登録料として手数料を徴収する。 ・計画確認手数料 (1,000円/件) ・検査手数料 (1,000円/件) ・排水設備指定工事店登録手数料 (10,000円/件)	該当なし		岩舟町では農業集落排水事業を行っていないため、現行のとおりとする。

協議第 4 5 号

合併協定項目 2 5 - 2 6 文化振興事業について

文化振興事業について、協議を求める。

平成 2 4 年 8 月 2 7 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会

会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 5 - 2 6 文化振興事業
調整方針	1 文化祭については、これまでの各地域の伝統を踏まえ、地域文化の振興を図るため、現行のと通りの開催とするが、合併後内容を検討し再編する。 2 市町指定文化財については、文化財の指定は栃木市の例により合併時に統合する。また、現在の指定文化財は現行のとおり引継ぎ、維持管理は栃木市の例により合併時に統合する。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目		25-26 文化振興事業		関係項目		1 芸術文化
文化祭については、これまでの各地域の伝統を踏まえ、地域文化の振興を図るため、現行のとおりで開催とするが、合併後内容を検討し再編する。						
調整の方針						
現況						
栃木市						
栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域	西方地域	岩舟町	具体的な調整内容
【名称】 栃木市栃木文化祭	【名称】 栃木市大平文化祭	【名称】 栃木市藤岡文化祭	【名称】 栃木市都賀文化フェスティバル	【名称】 栃木市西方文化祭	【名称】 岩舟町文化祭	文化祭については、これまでの各地域の伝統を踏まえ、地域文化の振興を図るため、現行のとおりを開催するが、合併後内容を検討し再編する。
文化祭については、これまでの各地域の伝統を踏まえ、地域文化の振興を図る。	文化祭については、これまでの各地域の伝統を踏まえ、地域文化の振興を図る。	文化祭については、これまでの各地域の伝統を踏まえ、地域文化の振興を図る。	文化祭については、これまでの各地域の伝統を踏まえ、地域文化の振興を図る。	文化祭については、これまでの各地域の伝統を踏まえ、地域文化の振興を図る。	町文化協会に入会している各種芸術・芸能団体との、これまでの成果を発表する場とともに地域文化の振興を図る。	
・主催：栃木文化団体連絡協議会 共催：栃木市教育委員会 後援：栃木市 ・10月～11月にかけて文化会館を中心に開催 ・27部門	・主催：文化祭実行委員会 ・11月第1土・日に大平公民館を中心に開催 ・展示部門、芸能・演技部門	・主催：藤岡文化団体連絡協議会、栃木市教育委員会、栃木市 ・10月下旬土・日と11月上旬土・日にかけて文化会館を中心に開催 ・23部門	・主催：都賀文化協会、栃木市教育委員会、栃木市 ・10月～11月にかけて産業文化会館を中心に開催 ・19部門	・主催：西方文化祭実行委員会 ・11月にかけて西方公民館を中心に開催 ・アトラクション、ステージ発表部門、作品展示部門、コンサート	・主催：岩舟町文化協会、岩舟町教育委員会 ・開催：10月最終土・日に中央公民館、武道館、文化会館にて開催 ・内容：展示部門と芸能・演技部門	

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目		25-26 文化振興事業		関係項目	2 市町指定文化財
調整の方針		市町指定文化財については、文化財の指定は栃木市の例により合併時に統合する。また、現在の指定文化財は現行のとおり引継ぎ、維持管理は栃木市の例により合併時に統合する。			
現 況					
栃 木 市		岩 舟 町			
①文化財の指定 市内の重要な文化財を市指定文化財に指定する。 ②市指定文化財 150件 ③文化財の維持管理 文化財が適切に保存・管理されるよう措置を行う。 ・現状変更の許可・指示等 ・文化財説明板等の設置 ・その他、文化財の管理		①文化財の指定 町内の重要な文化財を市指定文化財に指定する。 ②町指定文化財 13件 ③文化財の維持管理 文化財が適切に保存・管理されるよう措置を行う。 ・現状変更の許可・指示等 ・文化財説明板等の設置 ・その他、文化財の管理			
		具体的な調整内容 文化財指定については、各市町で重要なものを指定しており、種別の多い栃木市の例により合併時に統合する。 指定文化財については、各市町の地域性を尊重し、現行どおり引き継ぐ。 文化財の維持管理については、統一した内容の維持管理を行うため、合併時に統合する。			

協議第 4 6 号

合併協定項目 2 5 - 2 7 社会教育事業について

社会教育事業について、協議を求める。

平成 2 4 年 8 月 2 7 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 5 - 2 7 社会教育事業
調整方針	1 社会教育関係団体の支援及び連絡調整については、合併後に再編する。 2 成人式については、合併時に再編する。 3 集会所については、現行のとおりとする。 4 生涯学習推進基本構想・計画については、合併後に再編する。 5 集会所運営委員会については、合併時に再編する。 6 公民館等運営管理業務については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。ただし、貸し出し事務等については、統一した方法・管理が必要になるため、合併時までには再編する。 岩舟町中央公民館の図書室については、住民の図書利用等を考慮し、合併後すみやかに再編する。

平成 年 月 日(確認・継続協議)

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-27 社会教育事業	関係項目	1 社会教育関係団体の支援及び連絡調整
調整の方針	社会教育関係団体の支援及び連絡調整については、合併後に再編する。		
	現 況		
栃木地域	大平地域	栃木市	岩舟町
社会教育関係団体	社会教育関係団体	社会教育関係団体	社会教育関係団体
・社会教育関係団体への助成や指導・助言等を通して、主体的な活動ができるよう支援する。	・社会教育関係団体への助成や指導・助言等を通して、主体的な活動ができるよう支援する。	・社会教育関係団体への助成や指導・助言等を通して、主体的な活動ができるよう支援する。	・社会教育関係団体への助成や指導・助言等を通して、主体的な活動ができるよう支援する。
・PTA連合会 ・手をつなぐ親の会連絡協議会 ・栃木ユネスコ協会 ・家庭教育オビニオンリーダー会 ・「小さな親切」運動栃木支部 ・地域女性連絡協議会 ・地区女性会 ・子ども会育成会連絡協議会	・女性の会 ・子ども会育成会連絡協議会 ・家庭教育オビニオンリーダー会	・わたらせ友の会 ・子ども会育成会連絡協議会 ・ユースリーダーズクラブ ・家庭教育オビニオンリーダー会	・ifの会 ・家庭教育連絡協議会 ・子ども会育成会連絡協議会 ・PTA連合会 ・家庭教育オビニオンリーダー会
		・地域女性会連絡協議会 ・子ども会育成会連絡協議会 ・家庭教育オビニオンリーダー会 ・地区青年団	

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-27 社会教育事業	関係項目	2 成人式
調整の方針	成人式については、合併時に再編する。		
現 況			
栃木市			
藤岡地域			
栃木地域	大平地域	都賀地域	西方地域
・主 催 栃木市、教育委員会 ・開催日 成人の日の前日 ・会 場 栃木市栃大文化会館 ・運 営 実行委員会（新成人） ・出席者 約800名（23年度）	・主 催 栃木市、教育委員会 ・開催日 成人の日の前日 ・会 場 栃木市藤岡文化会館 ・運 営 実行委員会（新成人） ・出席者 約250名（23年度）	・主 催 栃木市、教育委員会 ・開催日 成人の日の前日 ・会 場 栃木市都賀文化会館 ・運 営 実行委員会（新成人） ・出席者 約130名（23年度）	・主 催 栃木市、教育委員会 ・開催日 成人の日の前日 ・会 場 西方町総合文化体育館 ・運 営 実行委員会（新成人） ・出席者 約80名（23年度）
岩舟町			
・主 催 岩舟町、教育委員会 ・開催日 成人の日の前日 ・会 場 岩舟町文化会館 ・運 営 実行委員会（新成人） ・出席者 約170名（23年度）			
具体的な調整内容			
成人式は、各市町で式の開催方法や運営等が異なっており、合併年度の開催場所や開催方法等を調整するため、合併時に再編する。			

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-27 社会教育事業	関係項目	3 集会所
調整の方針	集会所については、現行のとおりとする。		
	現 況		
栃木地域	大平地域	栃木市	岩舟町
集会所名 ・皆川城内集会所 ・新栃木コミュニティ会館 ・栃木第四地区コミュニティセンター	集会所名 ・榎本集会所 ・伯仲集会所 ・真弓集会所 ・西水代集会所 ・富田集会所	藤岡地域 集会所名 ・都賀集会所 ・富吉集会所	集会所名 ・下津原集会所 ・西根南集会所
目的 市民の教養の向上と生活文化の振興を図り、もって同和教育の推進を期する	目的 基本的人権が尊重される社会の実現を目指し、人権教育啓発の推進、地域福祉の増進、地域交流活動の振興を図る	目的 基本的人権が尊重される社会の実現を目指し、人権教育啓発の推進、福祉の増進、地域交流活動の推進を図る	目的 基本的人権が尊重される社会の実現を目指し、人権教育・地域福祉・地域交流などの施策を通して、人権問題の解消を図る。
		都賀地域 該当なし	西方地域 該当なし
			具体的な調整内容 集会所については、現行のとおりとする。

合併協定項目	25-27 社会教育事業	関係項目	4 生涯学習推進基本構想・計画
調整の方針	生涯学習推進基本構想・計画については、合併後に再編する。		
現		況	
栃木市		岩舟町	
生涯学習推進基本構想・計画については、策定の構想段階である。	該当なし		
		具体的な調整内容 生涯学習推進基本構想・計画については、合併後に再編する。	

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目		25-27 社会教育事業		関係項目	5 集会所運営委員会
調整の方針		集会所運営委員会については、合併時に再編する。			
現 況					
栃 木 市		岩 舟 町			
栃木市集会所運営委員会 定員60人 ・ 栃木市栃木集会所運営委員会 委員：26人以内 ・ 栃木市大平集会所運営委員会 委員：20人以内 ・ 栃木市藤岡集会所運営委員会 委員：14人以内 任期：2年		岩舟町集会所運営委員会 定員10人以内 任期：2年			
		具体的な調整内容 集会所運営委員会については、合併時に再編する。			

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目		25-27 社会教育事業		関係項目		6 公民館等運営管理	
調整の方針		公民館等運営管理業務については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。ただし、貸し出し事務等については、統一した方法・管理が必要になるため、合併時までに再編する。 岩舟町中央公民館の図書室については、住民の図書利用等を考慮し、合併後すみやかに再編する。					
		現 況				具体的な調整内容	
		栃 木 市		岩 舟 町			
【設置】 社会教育の振興を図り、住民の福祉に寄与することを目的として設置する。		【設置】 社会教育の振興を図り、住民の福祉に寄与することを目的として設置する。		【設置】 社会教育の振興を図り、住民の福祉に寄与することを目的として設置する。		公民館等運営管理業務については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。	
【公民館数】 公民館 10館 ・ 地区公民館 7館		【公民館数】 公民館 10館 ・ 地区公民館 7館		【公民館数】 岩舟町中央公民館 1館		公民館等運営管理業務については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。	
【公民館の事業】 ①その施設を住民の集会所その他の公共的利用に供すること。 ②定期講座を開設すること。 ③各種団体、機関等の連絡を図ること。		【公民館の事業】 ①その施設を住民の集会所その他の公共的利用に供すること。 ②定期講座を開設すること。 ③各種団体、機関等の連絡を図ること。		【公民館の事業】 ①その施設を住民の集会所その他の公共的利用に供すること。 ②定期講座を開設すること。 ③各種団体、機関等の連絡を図ること。 ④図書、記録、資料等を備え、その利用を図ること。		ただし、貸し出し事務等については、統一した方法・管理が必要になるため、合併時までに再編する。	
【職員体制】 ①栃木公民館 館長（主幹）、職員3名（内技能労務職員1名を含む。） 社会教育指導員1名（週3日）、臨時業務員1名（半日） ②大宮・皆川・吹上・寺尾・国府公民館 館長（主幹、支所出張所長兼務）、係長（地域包括支援センター併任） 職員2～3名、臨時業務員 ③大平・藤岡・都賀・西方公民館 館長（教育支所長兼務）、職員2～3名、臨時業務員 ④地区公民館 職員無人（貸し館のみ・館長（教育支所長兼務））		【職員体制】 ①館長（主幹）、職員4名（内技能労務職員2名を含む。）		【職員体制】 ①館長（主幹）、職員4名（内技能労務職員2名を含む。）		岩舟町中央公民館の図書室については、住民の図書利用等を考慮し、合併後すみやかに再編する。	
【公民館の運営方針】 営利事業の援助、特定政党及び特定宗教団体への支援を禁止。		【公民館の運営方針】 営利事業の援助、特定政党及び特定宗教団体への支援を禁止。		【公民館の運営方針】 営利事業の援助、特定政党及び特定宗教団体への支援を禁止。		【公民館の運営方針】 営利事業の援助、特定政党及び特定宗教団体への支援を禁止。	

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	
【公民館貸し出し事務】 (申込時期及び申請) 使用予定日の2ヶ月前から申し込みを受付し、使用者は使用日7日前までに公民館使用許可申請書を提出する。 【開館時間】 午前9時～午後10時	【公民館貸し出し事務】 (申込時期及び申請) 使用月(年の4半期の3ヶ月)の1ヶ月前から申し込みを受付し、使用者は使用日の5日前までに公民館使用許可申請書を提出する。 【開館時間】 午前8時30分～午後9時30分	

協議第 4 7 号

合併協定項目 2 5 - 3 0 社会福祉協議会について

社会福祉協議会について、協議を求める。

平成 2 4 年 8 月 2 7 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 5 - 3 0 社会福祉協議会
調整方針	社会福祉協議会については、速やかに統合するよう働きかける。

平成 年 月 日(確認・継続協議)

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	25-30 社会福祉協議会	関係項目
調整の方針	社会福祉協議会については、速やかに統合するよう働きかける。	
現 況		
栃 木 市		岩 舟 町
【実施事業】 1 地域福祉の推進 (1) 小地域社会福祉協議会への支援 (2) 福祉団体やボランティア団体の活動への補助や事務事業の支援 (3) 社協だよりの発行 (4) 福祉まつりの開催 (5) 福祉功労者等への表彰 (6) 各種講習会の開催 2 ボランティアの振興 (1) 養成講座等の開催 (2) 相談・登録あっせん事業 (3) 児童生徒のボランティア活動普及協力校への支援 3 高齢者や障がい児者福祉事業 (1) ふれあい在宅福祉サービス事業の実施 (2) 安心箱交付事業の実施 (3) いきがいサロン事業の推進 (4) 榎本ふれあい交流会への協力 (5) 世代間交流事業の推進 (6) 老人スポーツ大会への協力 (7) 体力回復トレーニングや身障者スポーツ大会への協力 (8) 点字本宅配サービス事業の実施 (9) 車イス移送車ゆーあい号貸出事業の実施		【実施事業】 1 地域福祉の推進 (1) 会員及び会費募集の推進 (2) 健康福祉・環境まつりの開催 (3) 広報紙（こすもす）の発行 (4) ホームページによる情報公開 (5) マスコットキャラクターによる啓発広報活動の推進 (6) 事業の利用促進・周知（福祉サービスガイドブック） (7) 地区社会福祉協議会の活動支援 (8) 地域住民のネットワークづくり（地域福祉促進整備事業） (9) 記念事業の開催による啓発活動 2 ボランティアセンター事業 (1) ボランティアの相談、斡旋、活動の調整 (2) 啓発活動及び情報提供 (3) 学童・生徒のボランティア活動普及事業 (4) ボランティア保険手続き及び活動支援 (5) ボランティア育成・入門講座の開催 (6) 個人及びボランティアグループ、団体のネットワークづくり (7) 静和ボランティアルームの運営 (8) 機材の整備、貸出し 3 高齢者福祉事業 (1) 弁当宅配サービス事業（町受託）
		具体的な調整内容 速やかに統合するよう働きかける。

現 況		岩 舟 町	具体的な調整内容
栃 木 市	(10) 車イス貸出事業の実施 (11) 弁当宅配（給食）サービスの実施 (12) 高齢者への訪問活動の実施 (13) 福祉有償運送の実施 (14) 身体障がい者スポーツ教室の開催 (15) 気功体操教室の開催 (16) フラダンス教室の開催 4 子育て支援事業 (1) 子育てサロン事業の推進 (2) 障がい児子育てサロンの実施 (3) 子育て支援につながる講習会の開催 5 青少年の健全育成 (1) 小中学校等が行う福祉授業等の派遣 (2) 児童・生徒に対する福祉やボランティア活動に関する講座の開催 (3) 実習生の受け入れ 6 各種相談事業 (1) 心配ごと相談の実施 (2) 法律相談の実施 7 低所得者等対策事業 (1) 生活福祉資金の貸付 (2) 社会福祉金庫の貸付 (3) 高額療養費の貸付 8 介護保険事業 (1) 訪問介護 (2) 通所介護 (3) 居宅介護支援 9 障害者自立支援法事業 (1) 障がい者居宅介護（ホームヘルプサービス）事業 (2) 障がい者ケアプラン作成事業	(2) 高齢者介護予防拠点事業（町受託） (3) 寝具乾燥及び丸洗いサービス事業（町受託） (4) 理容サービス事業 (5) 歳末寝具洗濯乾燥サービス事業 (6) 家族介護者教室の実施 (7) ひとり暮らし老人等への支援ネットワークづくり（緊急連絡票） (8) 車いすの無料貸出し事業 (9) 老人クラブへの助成及び活動支援 (10) 救急医療情報キットの配布 (11) 地域で気軽に集まれる居場所づくりの支援 (12) 傾聴ボランティア派遣事業 4 障害児者福祉事業 (1) 外出支援サービス事業（町受託） (2) 寝具乾燥及び丸洗いサービス事業（町受託） (3) 歳末寝具洗濯乾燥サービス事業 (4) 理容サービス事業 (5) 視覚障害者への声の広報サービス事業 (6) 車いすの無料貸出し事業 (7) スポーツ・レクリエーション活動の振興 (8) 町身体障害者福祉会・町心身障害児者父母の会への助成及び活動支援 (9) 心身障害児者日帰り研修事業 (10) 余暇活動支援事業 5 罹災者支援事業 (1) 全焼、全壊世帯への見舞金及び物資の贈呈 (2) 自然大災害地への支援活動 6 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業） (1) あすてらす事業への活動支援（生活支援員の配置や相談）	

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	
(3) 児童デザインサービス事業 (4) 就労継続支援B型事業 10 受託事業 (1) 地域福祉活性化事業 (2) 若葉OHIIRAの開催 (3) 栃木市ホームヘルプサービス事業 (4) 大平地域包括支援センターの運営 (5) 生きがい活動支援通所事業 (6) 外出支援サービス事業 (7) 障がい者等移動支援事業 (8) 障がい者相談支援事業 (9) 福祉サービス利用援助事業 (10) 指定管理施設の管理運営 11 その他 (1) 共同募金への協力 (2) 日赤社費（寄付金）募集への協力 【補助金額】 125,575,000円（平成23年度） 【参考】（平成23年4月1日現在） 〔役員数〕 理事 11名（会長1名・副会長2名） 監事 2名 評議員 23名 〔職員数〕 正職員 54名 嘱託職員 12名 非常勤職員 3名 臨時職員 55名 登録ヘルパー 68名 計 192名	7 共同募金事業 (1) 栃木県共同募金会岩舟町分会の事務局担当 (2) 赤い羽根共同募金運動の実施（10月） (3) 赤い羽根共同募金配分事業の実施 8 日本赤十字社への活動協力 (1) 日本赤十字社岩舟町分会の事務局担当 (2) 日本赤十字社社資募集（5月） (3) 被災者への救援物資や見舞金の贈呈 9 社会福祉関係団体への活動支援 (1) 町老人クラブ連合会 (2) 町身体障害者福祉会 (3) 町母子福祉会 (4) 町心身障害児者父母の会 (5) シルバードライバークラブ岩舟支部 【補助金額】 14,854,000円（平成23年度） 【参考】（平成23年4月1日現在） 〔役員数〕 理事 15名（会長1名・副会長1名） 監事 2名 評議員 34名 〔職員数〕 正職員 2名 嘱託職員 1名 臨時職員 1名 計 4名	